

# しがの 住民と自治

## 21世紀を地方自治の時代に

毎月15日発行 100円(会員は会費に含まれています) 1994年(平成6年)10月17日第三種郵便許可

第345号 2020年4月15日発行

### 滋賀自治体問題研究所

発行人・理事長 高橋 進 編集責任 常任理事会

〒520-0051 大津市梅林1-3-30こうぜんビル1F

TEL/FAX 077-527-5645

E-mail shigajichiken2009@yahoo.co.jp

ブログ <http://shigajichiken.cocolog-nifty.com/blog/>

#### 4月号の内容

二つの調査（議会活性化と滋賀国体）報告会 .....	1
県内の感染病床の現状と新型コロナウイルス 感染患者受け入れの課題 .....	4
<コラム>安倍政権の無能なコロナ経済対策と PCR 検査制限の疑問、そして連帯行動 .....	5
第19回滋賀地方自治研究集会分科会報告 .....	9
緊急調査 新型コロナウイルス対応での各市町の公共施設等の貸し出し状況 .....	16

## 二つの調査（議会活性化と滋賀国体）報告会

東京、大阪などで新型コロナウイルスの感染が拡大していくという状況の中で少し落ち着かない雰囲気もありましたが、当研究所が今年度実施した議会活性化に関する調査と国体・県財政に関する調査の査報告会をそれぞれ、3月20日と3月30日に大津市内で行いました。

それぞれ、提言をとりまとめており、国体・県財政調査については2月25日に発表し、しがの住民と自治3月号でお知らせしているところであり、議会調査の提言とそれぞれの報告書の概要を以下に記載します。

それぞれの調査は、報告書としてとりまとめていますが、予算の関係ですべてのみなさんに配布することはできませんが、希望される方には電子データで提供



できますので滋賀自治体問題研究所あてに申し込んでください。

## 議会活性化に向けた提言

第一は、県および13市3町ですでに制定されている議会基本条例の運用状況の評価についてです。評価を行い公表しているのは長浜市と米原市だけであり、議会改革の基本となる課題であるのですべての自治体で評価、公表を行うべきです。その際、住民の参加や住民意見を取り入れる努力が必要です。

第二は、駒林教授が今後の課題として強調された政策づくりとそのための議員力・議会力の向上についてです。政策づくりの方法としてモデルとなるのは大津市の政策検討会議などがありますが、多くの議会では「とてもあそこまではやれない」というのが実感だと思います。しかし、それぞれの実情にあった政策協議の場をつくることは可能であるはずですし、それを行うための個々の議員の力を向上させながら議会全体の力を向上させること、すなわち議会全体がそうした政策づくりを行えるようになることを目標とすべきです。

第三は、議会運営において住民参加を拓げる努力についてです。議員は住民の代表ではありますが、議員だけですべての課題を適切に処理することは困難であり、住民の協力をもとめるべきです。議会運営における住民参加の形態は以下のような様々なものが想定されますが、それぞれの議会に適したものを取り入れることが重要です。また、その形態については、それぞれについて住民参加がすすむよう独自の工夫することも必要です。

- ① 議会モニター、サポーター制度の導入について検討すべきです。その選任については公募を基本とし、地域でその存在や役割が認められるような措置が必要です。
- ② 住民議会を様々な人で構成することについて検討することも重要です。小学生による子ども議会は各議会において実施されており、それなりの役割が発揮されていると言えますが、中高生や階層・年齢別・性別・テーマ別、あるいは障害をもった人々などの住民議会に拡大していくことも重要です。そして、そうした住民議会での議論の成果を政策として実現することを議会の役割の一つとすることが重要です。
- ③ 大学などとの連携も議会力の向上につながる可能性をもっていると言えます。多くの自治体で大学との連携協定が締結されており、その協定を議会活動にも拡大することにより、大津市のように政策づくりにおいて支援を受ける事例や、彦根市のように相互に活性化をはかるといように様々な形での連携を図ることが可能になると思います。

第四は、専門的知見の積極的な活用です。本調査で事例として取り上げた彦根市の百条委員会、甲賀市の政治倫理審査会などはもっと専門家の意見を取り入れながら進めていくべき課題であったと思います。

第五は、議会報告会のあり方です。これについては、いろいろと試行錯誤され、文字通りの報告会では、首長側の報告と変わらないとしてやめているところもあるようですが、逆に、住民の意見を聞く点に力をいれて取り組みが行われているところでは、継続しているようです。住民の声を聞いて、どう政策に反映していくかが大きな課題であるといえます。

第六は、二代表制のもとでの議会の役割をしっかりと発揮することです。首長側に迎合せず、住民の立場にたって行政をしっかりとチェックしていくことが重要です。

第七は、議会広報についてです。米原市では、まず、住民の目を引き付ける工夫として議会だよりを週刊誌の見出し風にしたキャッチ面を作成しているということが紹介されました。議会活動を住民に知らせる広報の改善はそれぞれの議会の特色をだした改善を積み重ねていく必要があります。

第八は、大規模合併が行われ議員定数が削減された結果、いわゆる地域の代表が選出しにくくなっているという問題があります。総務省の研究会では、選挙区の導入なども提案されていますが、一長一短があります。この問題については拙速に結論をだすのではなく、住民の声が反映される議会づくりの課題として住民の合意がえられるよう慎重な検討が求められます。

第九は、Q20<sup>1)</sup>で示されているように、守山市と甲賀市、日野町など、全議案に関する個々の議員の賛否を公開していない議会が2市3町ありますが、これは早急に改善されるべきです。議案の議決は議会の最大の仕事であり(決定権)、議案に関して個々の議員がどのような態度をとったかを市民に知らせるのは、議員の説明責任の論理から当然のことであり、議会の義務です。市民との議会情報の共有があつてこそ、市民の協力と参加を得ることができるのですから、議会改革の大前提と言えます。

二つの報告書の目次は右のとおりです。

議会活性化方策に関する調査では、第 1 章、第 2 章で全国的な議会改革に関する現状や課題をとりまめ、第 3 章で滋賀県および 19 市町へのアンケート、ヒアリング結果をとりまとめ、第 4 章で県下の議会における最近の特徴的な動き、取り組みを紹介しています。

国体調査は、日本共産党滋賀県議会議員団からの委託に基づき実施したものであり、立命館大学政策科学部の平岡和久教授の協力を得ながら実施したものです。

調査を通じて、主会場を彦根に決定したことにより、事業費を 400 億円以上膨らませることにつながったこと、新県立体育館や草津市立プールで採用されている PFI 手法の問題を明らかにするとともに、福井や三重の取り組みと比較しても滋賀の国体事業費は突出したものであることを指摘しています。

報告会で平岡教授は、新型コロナウイルス対策で財政出動のフェイズが変わっているなかで、国体財政のあり方について抜本的な見直しが必要であるとしました。



<b>滋賀県下の地方議会改革の現状と課題</b>	
<b>～議会調査の報告と分析～</b>	
目次	
はじめにー地方議会の今	1
第 1 章 地方議会改革の現状、課題、展望	2
1-1  首長優位の 2 元代表制度ー強すぎる首長権限、弱すぎる議会	2
1-2  地方分権改革による地方議会の権限拡大	2
1-3  「内からの」地方議会改革の歩み	3
1-4  議会改革の内容	4
1-5  「外からの議会改革論」	5
資料 議会改革度調査 2018 ランキング (40 位まで抜粋)	7
第 2 章 2040 年問題と地方議会	8
2-1  2040 年問題と地方議会	8
2-2  第 32 次地制調における地方議会に関する議論	10
2-3  あり方研究会における地方議会に関する議論	11
2-3  小括	14
コラム 1 「議会主権者教育と地方議会」	16
第 3 章 県及び 19 市町の議会改革の現状	17
3-1  基本事項の調査結果	17
3-2  議会改革関連課題の調査結果	20
3-3  米原市、彦根市のヒアリング結果	22
コラム 2 「議会での新型コロナウイルス対応への疑問」	27
第 4 章 県下の議会での特徴的な取り組み	28
4-1  大津市議会の議会改革	28
4-2  甲賀市政治倫理条例に基づく審査会	29
4-3  彦根市庁舎耐震化工事の「裏合意」問題と百条委員会	31
4-4  2019 年度当初予算を否決した彦根市議会	35
4-5  議会基本条例の運用の検証例：米原市と長浜市	39
4-6  高島市のゴミ焼却場用地選定問題について	44
第 5 章 提言	46
おわりに	48
資料編	
資料 1  大津市議会局へのヒアリング結果	49
資料 2  駒林講演「地方議会改革の現状と課題」	50
資料 3  県および市町調査 基本事項	55
資料 4  県および市町調査 議会改革関連	58
資料 5  滋賀県の「議会改革白書 2018 年版」	61
(Q1? Q28(3)の質問に対する県および 19 市町の回答)	

<b>2024 滋賀国体と滋賀県財政に関する調査報告書目次</b>	
はじめに	1
1  滋賀県財政の状況をふまえた 2024 滋賀国体に関する提言	2
2  国体施設整備の経過	14
3  国体事業と滋賀県財政に関する調査のまとめ	17
4  県民生活への影響	30
5  市民生活へ影響が及ぶ彦根市国体関係施設整備について	33
6  (仮称)草津市立プールについての調査のまとめ	38
7  新県立体育館 (滋賀アリーナ) に関する調査のまとめ	43
8  福井県・福井市国体関係調査のまとめ	54
9  三重県・津市国体関係調査のまとめ	58
10  その他の国体関係調査	61
資料編	

# 県内の感染病床の現状と新型コロナウイルス 感染患者受け入れの課題

宮武真知子（滋賀県医療労働組合連合会 書記次長）

滋賀県の感染症対応病床は、1種感染症<sup>1</sup> 2床 2種<sup>2</sup>32床計34床で、結核病床 56床（+27床休床中）を合わせても83床です。全県7つの2次医療圏毎に配置されています。

最近、対応された感染症は、結核・エイズ・エボラ出血熱・新型インフル（MARS・SARZ）がありましたが、常時感染症がある状況でないことから、ベッドがあるだけで医師や看護師をはじめとする医療従事者の専属的配置は保証されていないのが実態です。そのため、公立・公的病院がその公共性から役割を担っています。地球温暖化など、地球規模の環境破壊の中で、新たな感染症が今後も起こることが予測されるとの研究などもある中で、感染病床の確保は、新たな局面を迎えていると考えられます。

この間の全国の新型コロナウイルス感（COVID-19）染状況を見ていて、いくつかの点について私の思いを記させていただきます。

## 1 医療供給体制

①感染病床の拡充；未知の感染症に対する対策が必要になっているので各2次医療圏毎の感染病床の拡充と医療従事者の配置がもとめられると考えます。又ゾーニングの

早期からの対策が必要であると考えられます。

②院内感染対策；患者さんに直接関わる医療従事者の防護具の不足は、院内感染を発生させる大きな要因です。今回の経験から感染病床を持っている施設への防護具の優先的な配備が求められます。又持続的な感染対策教育の充実も重要です。

③医療従事者の増員；医師・看護師をはじめとする医療従事者の増員と人件費の確保が感染病床の稼働や院内感染予防に重要な要因になります。

④今回障害者施設や高齢者施設での感染が蔓延した事例があり、このような隔離困難事例は、感染病床で対応できない現状がありました。しかしこのことで感染拡大があり、社会的弱者の切り捨てにならないよう、今後どのような対策を取るかが問われていると考えます。

## 2 医療体制

先進的な医療・治療方法等の教育と専門的医療従事者の育成と日常的・系統的な教育を自己研鑽で終わることなく公費負担で実施すべきと考えます。

## 3 県民への正しい知識の周知

感染予防対策・疾患への正しい知識を早期から自治体として周知し、偏見やヘイトなどが無い暮らしやすい地域づくりを実践することが求められます。

いずれにしても県民の命と健康を守り、いつでもどこでも誰でも安心してかかれる

<sup>1</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定められた一類感染症（エボラ出血熱、天然痘、ペスト等）、および二類感染症（結核、SARS、MERS等）の患者に対する医療機関

<sup>2</sup> 二類感染症（結核、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）等）の患者に対する医療機関

医療を実現するためには、今回の新型コロナ感染の緊急事態宣言までになったことを踏まえ、医療構想・「公立公的病院の再編統合計画」を即時中止し、公立・公的病院の拡充と医師・看護師の増員へ方向転換する

ことが求められていると思います。せめて県には、イタリアの医療体制を超える OECD 平均の医療体制になるよう、国に意見をあげていただきたいと強く要請します。医労連も引き続き運動を進めます。

## ＜コラム＞安倍政権の無能なコロナ経済対策と PCR 検査制限の疑問、そして連帯行動

政府は 4 月 7 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態を宣言した。期間は一応大型連休の終わる 5 月 6 日（水）までであるが、延長があり得る。対象地域は、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡である。この対象地域に入らなかった京都府と愛知県は 4 月 10 日に対象地域に含めるよう政府に要請し、愛知県は同日に独自の緊急事態宣言を出した。日本のコロナ対策はこの緊急事態宣言で新しい段階に入ったと言える。さらに 4 月 16 日には、緊急事態宣言の対象を全国に拡大する方針を決定した。

しかし、政府が緊急事態宣言とともに打ち出した経済対策はこの新しい段階にふさわしいとはとても言えないお粗末なもので、国民を非常に失望させ、怒りをよびおこしている。その典型国民を馬鹿にした全国 5000 万世帯に 2 枚の布製マスクを配布する 466 億円の事業である。それとともに、以前から営業の自粛を要請され、今回さらには休業を命じられ、あるいは外出自粛によって休業を選択せざるを得ず、経営危機に陥っている自営業者や個人に対する現金給付が極めて限定的で不十分であったからである。

減収世帯 30 万円、中小企業 200 万円、個人事業主 100 万円と政府はいうが、勤労者に関して言えば、この制度は、ほぼ住民税非課税世帯の 2 倍の収入を基準としてい

る。具体的には 2~6 月のいずれかの月収が単身世帯なら 10 万円以下で、扶養家族 1 人に付き 5 万円増を枠組みとしている。しかしこれでは、月収が 20 万円だった単身者が 11 万円に減って、月収が 16 万円に減少した扶養家族 1 人のシングルマザーも給付されない。つまり、この基準は厳しすぎるのである。中小企業や個人事業者も売り上げが半分以上に減ったものだけが対象である。

（注：報道によれば、4 月 16 日に政府は野党や世論の批判を受けて、国民一人当たり 10 万円の給付へと補正予算を組み替える方針に変更したとのことである。この政策転換そのものは結構であるが、元々の政策があまりにも稚拙で実状とズレているために、国民生活の「緊急事態」にもかかわらず、このような混乱と遅れを招いている。これらの失態は、追従と文書改ざんに奔走するたいこ持ちの取り巻きの意見しか聴かず（官僚も！）、ノーテンキに自宅できつろぐ映像を平気で流す、末期症状の安倍内閣の政策能力のなさや国民の感覚と現実とのズレを如実に示している。ヨーロッパの政治指導者たちの差の大きさに腹立たしいとともに、情けなくなる）。

これらの給付は、欧米諸国に比しても、日本の現実の厳しさから見ても、あまりにも低すぎるものであり、各界・各政党から「自粛要請や営業停止は損失補償と一体」

という声がわき起こっている。事業規模 108 兆円と安倍首相は言っているが、これは国民をだます安倍政権得意の詐術(うそ)であり、事業者の金融・資金繰り支援(融資という借金) 45 兆円、税金や社会保険料の支払い延期 26 兆円まで含まれており、実際に支出される補正予算総額は 16.8 兆円にすぎない(『朝日』4 月 8 日)。「国民の命を守るため」の自粛要請と休業命令を出しつつ、補償をしないのであるから、大問題である。既に大量の解雇やパート切りが起こっている。飲食店の閉店で学生のアルバイトもない。このままでは、コロナに罹らなくとも、倒産と失業で大量の自殺者が出てきかねないのである。そのうえ、これらの現金がいつ支給されるかと言えば、補正予算が国会で承認された後であり、いちばん早くても 5 月下旬から 6 月上旬から受付と予想されている。なんとのおんびりした対応であろうか。

自治体レベルでは、東京都だけでなく、静岡県西伊豆町のような小さな自治体でも、損失補償の給付金の交付を決定しているところもある。大阪府は上から目線の休業と自粛要請を平気で行いながら、万博やカジノに使う金はあっても、国民生活と中小企業の経営を支援するカネはないというのであろうか。報道によれば、ドイツのあるフリーランスの写真家は、申請から 3 日後に 5000 ユーロ(約 60 万円)が振り込まれ、申請手続きが始まってわずか 5 日後には、15 万人以上の自営業者や従業員 10 人未満の企業に 14 億ドル以上が支払われたと政府が発表した(courrier.jp/news/archives/196471)。日本と大違いである。

日本では、さらに、4 月 11 日の政府の感染症対策本部の会議で、東京など 7 都府県の中小零細を含む全事業者に出勤数を 7 割減らすよう求め、全国の繁華街の「接客を伴う飲食店」の利用自粛を求めることを決

定した。これらにも補償は一切なく、協力をただで求めている。欧米とのこの大きな違いはどこから来るのであろうか。想起するのは、戦後補償の違いである。日本では、日本国籍の軍人・軍属だけに恩給が給付されたが(戦争当時は日本人であり、軍人・軍属として動員された朝鮮人や台湾人は排除された)、家族を失ったり、戦災で家を焼かれたり、障害が残った一般国民に対する補償は一切なかった。国は「国民が等しく享受すべき負担」—実際には等しくではない—として切り捨てたのである。国民には我慢を強いるだけというのが日本であり、これが経済成長を遂げた現在でも続いていると言って良い。これに対して、西ドイツでは、一般国民の戦争被害や東部から追放された人々への補償が実施された。これは、「等しく戦争被害を受けた国民を救済する」という考えに基づいている。いつまで、われわれは、「国難」という言葉で、国民に犠牲だけを強いるこのような政府を続けさせるのかを、考えるべき時である。戦争中の「欲しがりません勝つまでは」というスローガンを思い出させるものである。

そもそも、安倍首相は 2 月 27 日(木)に子どもたちやその影響を受ける勤労者への対応策なしに、そして科学的な根拠もなしに、場当たりに、無策をごまかすために、突然の全国一律の小中高校、特別支援学校の休校要請によって大混乱をもたらした。その後、仕事を休んで子どもを見なければならなくなった親への補償を打ち出したが、雇用者 1 日 8330 円上限、フリーランスはその半額以下の 4100 円という差別的なものであった。しかも、この対策の実際は、企業へ助成は 4 月 5 日までに約 1,000 件の申請に対して、交付件数はわずかに 6 件、フリーランスに対しては 500 件の申請に対して交付が 6 件と極めて少なく、なんの効果も生んでいない「口先だけの政策」

であることが判明した(『赤旗』4月11日)。コロナが蔓延しだしたのは2月であるから、2020年度の一般予算を組み替えれば早くに対応できるのに、政府はそれをせず、予備費での対応に終始した。事態を軽く見ていたと言わざるを得ない。欧米諸国は「コロナとの戦争」と言い(「戦争」という言葉は、個人的には好きではないが)、いち早く給付を決定し、給付を既にはじめているのに、日本はあまりにも遅く不十分である。今こそ、「コロナとの戦い」に勝利するために、軍事費を削減し、「武器の爆買いではなく、医療と国民生活の支援を優先」すべき時である。

PCR体制の遅れ検査についても同じことが指摘できる。2月から検査能力を挙げると言っていたが、実際の検査件数は諸外国に比べて、以前も今も圧倒的に少ない。その理由は、一つはよくいわれていたように、東京オリンピック開催を控えて日本の感染者数を少なく見せたいという政府の動機であろう。もう一つは、医療上の対策方針の問題である。4月11日放送のNHKスペシャル「対策チーム密着1ヶ月」という番組に出演していた「クラスター対策班」の責任者、押谷仁氏の説明から判断すると、厚労省の対策チームは、①クラスターを発見し、つぶす。②重症者の治療に重点を置く、という戦略を採用していた。そのために、「帰国者・接触者相談センター」という門番を設け、一般医が検査が必要と判断しても検査を拒否し、重症化してから初めて検査をする体制を作った。このシステムは、一般の感染者に関しては、門前払いを原則としている。つまり、発熱しても4日間は我慢し(高齢者は2日間)、それから医者に行き、さらに相談センターに電話をし、そこで帰国者であるか、感染判明者との濃厚接触の有無が判断され、そうでない場合は大部分検査されない。この高いハードル

を越えてセンターの許可を得て初めて、検査機関に行って検査をしてもらえる。この高いハードルの理由は、多数を検査し、感染が判明すると入院させなければならず、それによってベッドが一杯になる。そうすると、後から発症した重症者を入院させることができないと考えたからである。しかし、重症化してからでは間に合わないことは、志村けん氏の例が示している。初期に検査・入院していれば、と思わざるを得ない。

上記の戦略は、2月段階の日本のように、感染者数が少なく、感染者の濃厚接触者の追跡が可能であった段階では上手く行っていたのかもしれない。安倍首相が一律休校要請を出した2月27日には、クルーズ船を除く(以下同様)感染者数は171人(死亡3人)であり、外見上はこの時までうまく機能していたように見えた。しかし、11日後の3月10日には約3倍の498人(9人)、その12日後の3月22日には約2倍の1,015人(36人)、その10日後の4月1日に2倍の2,107人(57人)、その10日後の4月11日には5,902人(94人)と約3倍化し、その増加スピードは急激である。4月16日時点ではクルーズ船やチャーター便帰国者等を除いて9,150人に達している([www.Asahi.com/special/corona](http://www.Asahi.com/special/corona))。そして、今では東京、大阪、兵庫、北海道、愛知、福岡など大都市部では、感染経路が判明しない感染者の方が多数である。つまり、政府系でない医者たち(「警告派」と名付けて良い)がテレビで強く指摘していたように、2月末時点で検査を制限していたがゆえに、感染者の実態が表に出ていなかっただけで、実際には市中感染が大量に発生していたのである。つまりこの時点で、もはやクラスター追跡と限定した検査という方法は破綻し、事態をコントロールできていなかったのである。彼ら「警告派」は、

早くからもっと徹底した検査を行うことを主張しており、それが正しかったのである。

にもかかわらず、現在も「帰国者・接触者センター」という名称がそのままであるように、検査数を制限し続けている。厚労省の初期の厳格な検査基準も撤回されていない。検査を制限し、重症者を重点とする戦略はもはや有効でないだけでなく、感染拡大を促進するだけで有害である。WHO が以前から「検査、検査、検査」と主張し、欧米や韓国、台湾が実施しているように、医者が必要と判断した患者は全員 PCR 検査をすべきであり、それが感染拡大をくい止める方法である。ちなみに、韓国では、ドライブスルー 70 箇所、屋外検査所（ウォークスルー）578 箇所、発熱外来 323 箇所があるという。韓国のこの検査方法は、検査する医療従事者の感染リスクが少ないとして、欧米でも導入しはじめている。日本でも早急に導入すべきであろう。

（注：4 月 16 日時点の報道によれば、新潟市などではウォークスルー検査方式が導入され、東京都の一部の区では病院の敷地などに検査所を設けており、東京都医師会もこの方式を拡大する計画であるが、厚労省の方針が変更されていないために、まだ全国的に実施されていない）。

上記の番組で対策班のメンバーが「流行に付き合いながら、ゴール（収束）をめざす」と言っていた。この新型コロナは基本的には人と人との接触で感染するという。それならば、諸外国で行われているように、感染大爆発を抑えるには、接触を減らすことであろう。しかし、いつまでも厳密な接触制限を続けることは、社会経済生活上も、国際的にも不可能である。世界ではこの感染症で既に 10 万人以上が死亡している。もちろん、世界では途上国を中心に、エイズ・結核・マラリアという三大感染症で 1 日に 7 千人が亡くなっているが、世界はあ

まり問題にしていない現実がある（『朝日』2020 年 3 月 25 日、「インタビュー 鎖国で解決する？」）。新型コロナは欧米やアジアの先進国で感染が拡大しているから世界的な大問題となっている。確かにわれわれも、自国での今回の新型コロナの感染拡大を契機に、世界の感染症に思いを馳せることが必要であろう。

今回の感染拡大の中でアルベール・カミュの『ペスト』が読まれているという新聞記事を見て、私も早速、図書館から借りて読んだ。194x 年のアルジェリアのオランを舞台に設定し、突然ペストが発生し、都市が封鎖され、人々が次々に死んでいく状況下での、人々の行動や恐怖、様々な思いを描写している。ペストという「不条理」に直面し、享楽とあきらめ、無気力に陥る人々、他方では、ペスト克服の見通しを持っているわけではないが、ボランティアで保健隊を組織し、医療活動を支援する普通の人々、懸命に治療に当たる医者たち。そして、約 10 ヶ月後封鎖が解除され、町の出入りが自由になり、解放感に浸る人々の喜びの描写は、中国の武漢の人々や欧米の外出禁止令の下で生活している人々の苦しみと忍耐、恐怖、コロナと戦う医療従事者やボランティアの人々の思いと勇気、それを応援している広範な人々、感染が収束し、解放の期待とその喜びがどれほど大きいかを想像させる。この小説の基本的な部分が書かれたのは、第二次大戦中であり（刊行は 1947 年）、その内容には、カミュの戦争体験が反映していると言われている。彼は、この小説でペスト（戦争）という不条理と戦う唯一の手段として人間相互の連帯を聖火のように掲げている（高島正明氏のカミュ全集 4 の改題、新潮社、1972 年）。

欧米ではこの新型コロナがアジアから来たという理由でアジア人差別の行動・発言が広がっているという。しかし同時に、医



療従事者を初めとする人々の連帯・応援の様々な表現やボランティアも展開されている。日本でも、動画を通じて様々な相互の励ましも行われている。米中指導者の馬鹿げたナショナリズムからの非難合戦は無益であることは言うまでもない。自民党の小野田紀美や水田水脈ら極右の日本会議の国会議員たちは、給付金の対象から外国籍を排除することを主張するなど、国際連帯どころか時代錯誤の排外主義の主張を行って

いるという（『赤旗』4月12日）。恥ずかしいかぎりである。

政府の無策を批判し、国民の命と生活を救う政策への転換を求めつつ、国際的・国内的・地域的な連帯行動をわれわれ一人一人がとることが、新型コロナの警鐘と教訓を真に生かす道であろう（2020年4月17日執筆）。

高橋進（滋賀自治体問題研究所理事長）

## 第19回滋賀地方自治研究集会 分科会報告

2月24日に行った第19回滋賀地方自治研究集会については、前号で基調講演についてお知らせしましたが、今月号で分科会について報告します。

### 【A 分科会報告】

A分科会には20名の自治体職員や議員、住民運動のリーダーなどが集まり熱心な意見交換がされました。分科会では、予めお願いした4の方がレポートに沿って報告をされ、その一人ひとりの報告の後に質疑を行い、全ての報告質疑が終わった後、参加者から質問や自由な意見を求める形で行なわれました。以下、分科会開催結果要旨を報告します。



### 1. 近江八幡市小西新市政の2年間で何が変わったか

住みよい近江八幡市をつくる会

事務局長 岡野道博

前市政の「株式会社近江八幡市」ともいえるべく大型事業優先から福祉優先の政策を掲げる小西市政が誕生して2年余り、前市長をはじめとする様々な攻撃があるが、確実に市民本位の市政への返還が進んでいます。新庁舎建設問題については、前市長のもとで契約された建設工事請負契約の解消を相手業者に通告し、前計画の半分の面積

の庁舎を建てるべく準備がされています。医療費の中学3年生までの完全無料化については、「無料化はバラマキ」との保守系議員の妨害もあり、児童手当受給者までの実施と一部後退はしましたが、新年度からの実施となりました。又、小西市長は「待機児童の本質的解消に向けて手を打つ」との意欲的答弁を行い、新年度予算での計上化をしています。更に学童保育の運営費を国基準で行うことや指導員の処遇改善を予算化しています。

市役所の雰囲気も前市政時代と比較して

明るくなったとの市民の声が多くなり、職員からも「何でも言える」職場となったとの声が伝わってきています。

一方、自民党の国会議員や県議員と同伴して市長が国に対する要望活動を行なった事や中学3年生までの医療費無料化への反対など保守系党派からの市長の囲い込みが強力に進められています。保育所給食の民営化や学校事務員の民営化の強行などの動きもあります。

今後、小西市政を支え前進させるには「住みよい会」やそれぞれの市民の運動と取組が重みをましています。

## 2. 大津市支所の統廃合と公民館の コミュニティーセンター化の経過

支所・公民館を守る大津市民の会  
神原裕寿

前越直美大津市長は行政のスリム化によるコスト削減を最大の眼目に、支所の統廃合と公民館の廃止と住民管理化の方針を2016年より打ち出してきました。2017年11月には、「市民センター機能のあり方検討に関する素案」を発表。この素案では現在36か所ある支所を10か所にするともに公民館は地域のコミュニティーセンターにするというものでした。この素案に対して多くの市民や学区自治連合会が反対の声を挙げ、2018年10月20日に大津市労連や商工団体、婦人団体、個人などが集まり「支所・公民館をまもる大津市民の会」を結成し、市議会への請願、市民署名、宣伝、集会などを行ってきました。

・「36か所の『支所』と『公民館』を守り充実させ、市民が安心して住み続けられる大津市のまちづくりを求める署名市民の会 6,480名分

・自治会による反対署名 7学区 26,051名分

それらの運動の結果、大津市は2019年2

月に先の素案を見直した「市民センターのあり方実施案」を発表しました。実施案では11か所の基幹支所と残りの26か所の一般支所に現在の支所を2区分に分け、業務内容や開設時間も区別するという、地域に分断を持ち込むものでした。この実施案に対しても、市民の会では署名運動や議会に対する請願、駅頭での宣伝活動に取り組みました。

第二弾署名 4,430名分

これらの運動の結果、支所の見直しについては、今後1年かけて見直すとしたものの、公民館のコミュニティーセンター化については9月市議会に提出していた議案を一度撤回させたものの、11月臨時議会で可決されてしまいました。このような中で、1月の市長選挙の2候補者に公開質問状を送付し、両陣営から回答がありました。市長選挙では、佐藤健司氏が越市政の継承を訴えた相手候補を抑えて当選されました。今後更に運動を継続し支所や公民館の現状機能を残し、市民が等しくサービスが受けられる大津市を目指していきたいと思えます。

## 3. 滋賀の福祉を拓<sup>つ</sup>く NO2

障害児者の暮らしの場を考える

滋賀県民の会 立岡 暁

障害児者の暮らしの場を考える滋賀県民の会は、壊れかけている滋賀の福祉を作り変えるため、全国運動と連携しながら学習会、懇談会、先進的事業所見学会、調査活動、交流会、行政懇談会などを行っています。当会に持ち込まれる障害児者の暮らしの場が深刻化しています。障害者自立支援法が施行されて以降、障害者福祉の制度は自助・共助・公助の考えが貫かれる中で、福祉の自己責任化が明確になってきており、その分障害児者が抱える家族の負担は予想

を超える厳しさが表面化してきています。

主な実情を列挙すると、①強度行動障害児者への支援は必要な生徒が特別支援学校卒業を控える中で、日中通える事業所や暮らしの場を滋賀県内に探すがないことが分かり不安が募っている。卒業後、両親だけで暮らしを支えきれない。②子ども二人の障害が重く、これまでも地元福祉課に何度も支援を依頼しているが、話を聞いているだけで答えが出ず、長年の苦労も親の高齢化でますます厳しくなっている。③自閉症障害でこだわりが強く、近所を出歩けない状態になり、自宅一間を鍵付き個室に改修して家族で懸命に支援しているが状態は変わらない。など深刻な8事例が紹介された。県下各地から具体的な解決を求める悲鳴が出ています。地域の障害福祉課、支援センター、地域の事業所等では懸命に尽力されているが、受け入れる側の事業所が不足している事で答えが出ず、我々の会に相談が入っています。私たちの会では、一つひとつの実情をお聞きする場を設け、悩みを共有し、行政懇談会を開くなどし、マスコミの支援も受け一歩でも解消に向かう環境を作り出してきました。滋賀県内の暮らしの場である入所施設が絶対的に不足している中で、毎年県外施設依存数が微増しています。県外施設に入所している方は、平成29年度で155人、福井県の施設の50人が最も多く、近隣の他府県が続きますが、遠くは北海道や長崎、熊本などにも依存しています。県内で暮らせる場を作ることが求められています。現在の会員が105名余りですが、我々の運動のパワーアップを図るためにも多くの方に会に入会していただきたい。

#### 4. 農林水産業関連分野の諸問題

滋賀農民連 東野 進  
歴代自民党政権の家族農業つぶし政策で

地域が疲弊し、高齢化が進む中で、県下においても中山間地を中心に、地域農業と農村集落の存亡の危機に直面しています。県下各地で耕作放棄田が急増しており、引き受け手がなく集落農業の維持が困難になってきています。平場の集落営農組織においても、5年先の組織の維持がどうなるのか、深刻な不安の中、農業者の模索が続いています。農業と農村を守り、地域を支えてきたJAが不採算部門の廃止や合理化をテーマにした大型合併が進むなどその役割を放棄せざるを得ない傾向が見られ、県下の農村社会は今だかつてない存続の危機に直面しています。琵琶湖を取り巻く農業、農村社会の衰退は近畿の水がめ「琵琶湖」の水質低下や県土の景観悪化を引き起こしかねません。農業の置かれている状況を正しく認識し、持続可能な滋賀県農業の構築に向け、官民一体となった取組強化が求められています。

戦後、アメリカの余剰生産物の押し付けと選択的拡大の名のもとに、裏作に大麦、小麦、菜種などを作付けした2毛作を無くし、学校給食法を成立させ、長期にわたり子どもたちをアメリカ産小麦によるパン食になじませ、米を中心とした食生活を大きく変えさせてきました。

TPP11、日欧EPA、日米FTAの強行による世界総自由化路線が進めば、2010年の農林水産省の試算、「食糧自給率は14%、米生産は90%減、牛・豚肉は70%減、小麦・砂糖は激減する」とした悪夢の数字が現実になりかねません。食の安全基準が緩和され、成長ホルモンなどで食の安全も多いに危惧されます。

滋賀県においても持続可能性のある農村社会の構築に向け、家族農業の再構築で活気ある農村社会の復活へ、積極的な施策の推進を要望するものです。

## 5. 総括的発言・意見

4名の報告質疑の後、全体的な感想や意見を募ったところ、次のような経験が参加者から出されました。湖南省では、庁舎立替問題で署名を集めた。当初、自治会が署名運動について「政治活動」だといって全く取り組もうとしなかったが、運動をつづけた結果1000筆を超える署名を集めた。近江八幡市では、学童保育の民営化問題で3600筆以上を集めた結果、参加が予定され

ていた大企業が応募しなかった。革新系首長は言うに及ばず保守系首長の下でもいろいろな地域課題について、地域住民と一緒に課題解決に向けた署名や宣伝などの活動を広く展開していくことが、行政を変えていく力になることが、改めて参加者の共通の思いとなりました。

文責 司会担当 山口剛（滋賀自治体問題  
研究所常任理事）

## 【B 分科会報告】

下記の4本の報告があり、参加者との間で活発な議論が行われました。

当初は報告のひとつとして⑦安倍政権直結の三日月県政と題して県議会議員・節木三千代さんの報告を予定していましたが、都合により欠席されたので、代わってレポートを提出されていた滋賀生健会の八木修さんに報告をしていただいた。

⑤ 2020 県予算の特徴と国スポ（滋賀自治労連 清水庄次さん） 報告資料集 P40～P41

⑥ 滋賀の教育における課題（全滋賀教組 高岡さん） 報告資料集 P42～P47

⑧ 滋賀県の医療・介護（滋賀民医連 東昌子さん） 報告資料集 P50～P53

⑭ 介護保険料にかかる審査請求運動（滋賀県生活と健康を守る会連合会 八木修さん） 報告資料集 P66～P69

### 清水さんの報告

開会中の県議会で議論されている2020年度県予算について、県民の暮らしの視点から分析、特に2024年に滋賀で予定されている国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の施設整備に着目して検証する。

消費税で県民の負担増、借金も過去最大  
202年の県一般会計予算は5,705億円で前



年度比290億円(5.4%)増となり国の地方財政計画の伸び率1.3%と比較しても大幅な増額となっている。

歳入の増減では、地方消費税が58億円増、個人住民税15億円増、法人二税は47億円減で、税収全体では20億円増となり、県民の負担は増えるが企業の負担は減る構造になっている。国庫支出金は「国土強靱化」による道路、河川、砂防などの公共事業の大幅な拡大を反映して64億円増となっている。国スポの財政負担を検証する2026年度までの県財政収支見込みでは、累積の財源不足額を1,060億円とし20年度は83億円の不足額を見込んでいたが、20年度予算での財源不足額は105億円となり、基金の取り崩し48億円、県債の発行57億円で対応する。結果、起債(借金)残高は過去最高の11,271億円となりました。

### 国スポ施設優先で福祉・暮らしに冷たい

歳出では、扶助費は621億円、歳出全体の10.9%w@投資的対前年度比4.6%増、一方

投資的経費は「国土強靱化」に対応し 956 億円で、そのうち国体関連の施設建設予算が 60 億円を占め、対前年度比 151 億円・18.9%増と大幅増となっている。さらに公債費 765 億円は、県債残高 11,271 億円の返済金ですが、このうち 59.7%が過去の建設事業による借金です。

国体関連の新県立体育館予算は 4.6 億円から 9.1 億円に 4.5 億円増額している。民間が事業主体となる PFI 方式によるため建設費は 16 年間に分散されるが総額で 106 億円となり、福井県が 52 億円で同規模の体育館を整備してことと比較すると高すぎます。また、三重県は 2021 年の国体に向けての主な施設整備は、既存施設活用を方針とし陸上競技場や体育館の大規模改修を 88 億円に抑えています。こうした近隣県と比較しても、滋賀県の国体施設整備計画・予算が突出していること明らかです。

一方、県民の福祉や教育への予算は、わずかな子ども食堂への補助金は昨年より削減されたままであり、市長回答からも要望が出ている中学卒業までの子ども医療費の拡充は予算化されず、また、全国知事会として要請している国民健康保険料を引き下げる予算もなく、県独自の奨学金制度の創設や、特別支援学校の新設については予算ゼロで実施に向けての動きすら見えません。

### 高岡さんの報告

今、学校現場では働き方改革の名の下で、改正「給特法」により、本来、労使間の書面による協定を必要とする「1 年単位の変形労働時間制」が、条例を改正することで導入できるようになったことについて、労基法違反、憲法違反であり到底認められない。

滋賀の教育の課題を、義務教育と高校教育をめぐる課題に整理して報告された。

まず、義務教育について、滋賀県における 35 人学級編成の今日までの到達点と今後の課

題では、今日では、小 1 だけに適用されている義務標準法や国の加配措置、県の単独措置等により、小中学校の全学年でほぼ 35 人学級が実施できるようになっている。

厳しさを増す県の財政状況のもとで将来にわたって予算確保が出来る見通しはなく、県に対して、35 人学級の無条件実施を求めながらも、国に対して義務標準法の改正を求める取り組みの強化が求められる。何よりも文科省が子どもと教職員・保護者の立場に立った予算編成をするように働きかけていく運動の一層の強化が必要です。

全教では、文科省の概算要求に私たちの声を反映させるため「えがお署名」に取り組んでいる。

高校教育について、県は、2020 年度の募集定員を前年度より 6 学級 240 人減らした。県立高校の募集定員は 10 数年で 5%余減らされている。その影響もあり、毎年一般入試で 1000 人の不合格者がでていく。

また、公立高校の募集定員比率(中学校卒業生徒数に対する県立高校募集定員)の減少は、低所得家庭が増加している中で、私立へ行かざるを得ない状況を作り出している。減少が続いている募集定員比率を改善させる必要がある。

全県一学区と募集定員削減は、大津と湖南の高校への生徒の集中を生じさせ、多くの不合格者を出し、大津と湖南に矛盾が集中している。明らかに不平等であり機会不均等である。

一方、県の北部は、子供が減少しているうえに南部の高校へと生徒が流れることで、北部は一層の地盤沈下が進んでいる。

その打開策は、大津南部に普通科高校を新設するか、全県一学区を見直し、いくつかのカベを設け、特に大津・湖南への流入を制限し改善を図ることである。

### 東さんの報告

### 滋賀県における公立・公的病院の再編・統合について、

厚生労働省は 2019 年 9 月、全国の公立・公的病院 1652 の 4 分の 1 に当たる 424 病院を「再編・統合が必要」として病院名を公表し、2020 年 9 月までに結論を出し報告するよう求めた。県内では 5 病院(JCHO 滋賀病院、大津日赤志賀病院、守山市民病院、東近江市立能登川病院、長浜市立湖北総合病院)が名指しされた。

厚労省の病院名公表は、地域の実情を一切考慮せず、「類似近接」や診療実績数「平均以下」を機械的に算出したため、地域で厳しい批判と反発を招き、地方六団体と自治体病院の 3 協議会連名で「遺憾」のコメントを出した。同年 12 月、国と地方の協議の場で、「弾力的に対応」として、国は事実上の報告期限延長を認めた。

そもそも滋賀県は、民間病院が少なく、公的病院が高度急性期、急性期を中心に担い、民間病院が回復期、慢性期を担うという役割分担が進んでいる。民間病院がない地域では、公的病院が、急性期から回復期、慢性期までを担っている。

湖北総合病院は、国の病院再編重点区域の 5 区域に入り、今後検討がなされることになるが、その他の 4 病院は、この間の動向等からすでに地域医療構想に沿った形での病院機能の変更が検討実施されているとみることができるとはではないか。

### 5 病院以外の病院の状況について、

民営化が進む中で医師の退職等が起り分娩停止や救急体制、病床削減などで、市民や患者らから不安の声が上がっている。一方、野洲市では、民間病院が市立野洲病院となつて、新病院移転開院の計画が進んでいる。

424 病院名の公表で、国・厚労省が地域医療破壊へ舵を切る姿勢が明らかとなり、そもそも地域医療構想が地域の医療ニーズを反映していないことに問題がある。住民参加が

ない「地域医療構想調整会議」への懇談・要請行動の具体化が必要である。

当該自治体では、公立・公的病院を中心に地域医療をどのように守っていくのか、連動している「地域包括ケア」をどのように実現していくのかの住民運動が求められる。

公立・公的病院を守るうえで、決定的に重要なのは医師、看護師の確保である。医療機関の実態と住民要求をすり合わせていくことも重要である。

### 地域医療構想の今後について

地域医療介護総合確保基金では、居宅での医療、医療従事者確保が後回しにされている。

病床再編・削減が進む中、在宅での医療体制や在宅医療を支える医療者確保に手が打たれていない状況の中で、地域によっては今後急速に病院でも在宅でも医療が受けられない患者が出てくる、地域格差の拡大が予測される。

### 滋賀県の高齢者をめぐる状況について

現在滋賀は、全国と比較して、高齢者が少なく世帯人員が多い県となっている。しかし、今後 2040 年に向かって一人暮らし、特に高齢女子一人暮らし世帯が全国トップ級に増加していくと予測されている。今後滋賀県では、独居高齢者の介護が深刻化されると予測される。

### 「自治体戦略 2040 構想」と安心して住み続けられる自治体づくり

国は 2018 年に「自治体戦略 2040 構想研究会報告」を公表、2040 年ころの日本の姿を示し、人口減少が深刻化し高齢人口がピークを迎え若年労働力不足で、公共部門が維持できるサービスは減少、現状の半分の公務員で賄える地方行政体制の確立を進める必要があるとした。「自治体は、福祉などの公共サービスを提供する地域づくりを誘導、推進する役割のみを追う(プラットフォーム・ビルダー)」としている。憲法にある自治体の責務を放棄し、住民や、企業に丸投げをする姿勢

である。

このままでは、営利主義に耐えられる経営が介護の分野でも求められ、採算の取れない人口減少地域、過疎地域では介護サービスが撤退し、介護が受けられない地域が広がっていくと予測される。

滋賀県では、現在でも介護サービス充足率に地域間格差がおおきい。

自治体による介護サービス業務の民営化、アウトソーシング化の進行は、将来の「安心して住み続けられるまちづくり」に逆行しかねない。

### 八木さんの報告

生活と健康を守る会では、130 人ほどの 1 号被保険者(65 歳以上の被保険者)を組織して、2017 年度から 3 年連続して、介護保険料に関する審査請求を行っている。

「介護の社会化」として始まった介護保険制度は、施行から 20 年が経過した。2018 年 4 月末の要介護(要支援)認定者は、1 号被保険

者の 18.4%、サービス利用者は 1 号被保険者の 13.4%となっている。給付に関しては「保険あって介護なし」の実態であり、高すぎる保険料も問題となっている。

2019 年度の審査請求理由は、以下の 3 点で行っている。

① 介護保険料は、低所得者に高く、高額所得者には低い逡減性で、憲法第 14 条第 1 項「すべて国民は、法の下に平等であって、・・・、差別されない。」に反している。

② 所得段階別保険料制度により、所得金額 1 円の違いで保険料では数千円から万円単位の差が生じる不合理な保険料体系である。

③ 保険料賦課は被保険者個々に課せられるのに、世帯員の住民税課税課非課税化によって保険料が左右される保険料体系は、制度的矛盾も甚だしく、納得できない保険料体系である。

(報告 服部喜由 常任理事)

## 【C 分科会報告】

C 分科会は、滋賀県における原発裁判の状況(石川賢治弁護士)、核兵器禁止条約に参加する非核平和の日本をつくる取り組み(滋賀県原水協 西野明氏)、憲法 9 条を守る滋賀の取り組み(滋賀県平和委員会/滋賀・9 条の会 近藤學氏)、滋賀県の青年のおかれた現状(民青 岡田太貴氏)の 4 件のレポート報告に基づき討論を行いました。

滋賀の原発裁判は、今年中にも双方の主張の応酬を終え、専門家等の証人尋問手続きに入る見通しであるなど終盤に入っていること、2019 年の裁判では、前年に続き原発の敷地地盤特性を掘り下げてきたことなどが報告されました。地盤特性では、関電



側の水平方向に均一で安定した地盤であるという主張の根拠を専門家の力を借りながら突き崩し攻勢的に原告側主張が展開されていることが印象的でした。また、久々に住民の訴えを認めた広島高裁決定についても解説が行われました。

核兵器禁止条約については、調印・批准

を求める自治体の意見書は、全国で 438 自治体、滋賀では 6 自治体という状況であること、ヒバクシャ国際署名は全国で 1051 万筆、滋賀では 10 万 5 千筆であること、三日月知事を含む 20 県知事が署名していることなどが報告されました。

9 条を守る取り組みでは、自衛隊が質的に変化し、危険で侵略的な性質があらわになっているとともに地方自治体や住民への浸透を積極化させていること、教育現場での「君が代」などの締め付けが強化される一方、最高裁が憲法判断をさけるなど司法の反動化が進行しているなどの情勢が報告されました。滋賀の取り組みとしては、自治体の自衛隊員募集問題でアンケートを実施、3000 万人署名では約 24 万筆集めているなど行っているが、情勢を変えるためには、約 5 割いる投票に行かない人をリベラルの側に取り込むことが重要であることが強調されました。

民青では、青年実態アンケートなどの取り組みを通じて滋賀の青年の現状把握を行っている。青年は、働き方や学費、校則についての問題など現状を変えたいという要求は強いものがある。変えられる展望が見えれば、主権者として行動する一步を踏み出すエネルギーが潜在的にあると言える。

(報告 瓜生昌弘)

### 第 19 回自治研集会の報告集の内容

～日程および報告資料目次～	
開会あいさつ	13:30～13:35
<b>【基調講演】</b>	13:35～15:00 (85 分)
自治体戦略 2040 構想で自治体はどうなるか？	
本多滝夫龍谷大学教授・滋賀自治体問題研究所副理事長	1
<b>【分科会報告】</b>	15:15～16:45 (90 分)
A 会場（会場を仕切ります）	
① 大津市支所の統廃合と公民館のコミュニティーセンター化の経過	21
② 近江八幡市小西新市政の 2 年間で何が変わったか	28
③ 滋賀の福祉を拓(つ)くる №2	31
④ 農林水産業関連分野の諸問題	38
B 会場（会場を仕切ります）	
⑤ 2020 県予算の特徴と国スポ	40
⑥ 滋賀の教育における課題	42
⑦ 安倍政権直結の三日月県政	48
⑧ 滋賀県の医療・介護	50
C 会場（滋賀県職員組合自治研室）	
⑨ 滋賀における原発裁判の状況	54
⑩ 被爆 75 年・2020 年を核兵器のない世界への歴史的前進の年に 核兵器禁止条約に参加する非核平和の日本を実現しよう	58
⑪ 9 条を守る滋賀の取り組み	60
⑫ 滋賀の青年のおかれた現状について	別刷り
※報告は 1 件あたり 15 分報告、5 分質疑。最後に時間があれば総括質疑を行います。	
<b>【以下、レポートのみ】</b>	
⑬ 2019 年度県民要求実現の取り組み	64
⑭ 介護保険料にかかる審査請求運動	66
⑮ 滋賀県内の公立保育園の民営化の実態とそれを跳ね返す保育関係者の運動について	70
⑯ 住民自治を進めるよりどころをめざして「日野まおづくり研究会」4 年目の取り組み	71
⑰ 地方議会の活性化方策に関する調査(中間報告)	73

### 緊急調査 新型コロナウイルス対応での各市町の公共施設等の貸し出し状況

※本調査は 4 月 14 日までの県および各市町の状況について調査したものであり、4 月 16 日に滋賀県にも緊急事態宣言がだされて以降、多くは 4 月 18 日からすべての公共施設の貸し出しは停止となっていますが、緊急事態宣言前の調査結果として掲載します。

#### ◎滋賀県(行政経営企画室)

- ・感染者は県全体で 51 人(4/14 現在)
- ・県主催のイベント等の対応状況は、4 月中に関しては、中止、延期、検討中、変更(規

- 模縮小)、・びわこホール、文化産業交流センターについては、5 月 31 日まで休館、・県民交流センターは 5 月 6 日まで休館、・G-NET しがは、5 月 6 日まで貸館の新規受



付休止、・障害者福祉センターは当面の間、  
休館、・その他の体育・文化施設は 5 月 6  
日まで休館

◎大津市(危機・防災対策課)

- ・感染者数 16 人
- ・屋内運動施設とホール等は 5 月 6 日まで  
閉館、・図書館は 5 月 6 日まで臨時休館、  
障害学習センターについて、5 月 6 日まで  
主催事業はすべて中止または延期(再開時  
期は未定)、ホールは貸し出し中止、その他  
貸室は使用可能(使用にあたっての注意事  
項)、・公民館・コミュニティーセンターに  
ついて、主催事業はすべて中止または延期  
(再開時期は未定)、貸室は使用可能 (使用  
にあたっての注意事項) (1) 活動の必要性  
等を十分検討する。(不要・不急の目的での  
利用は控えて) (2) 新型コロナウイルス感  
染症予防対策を徹底する。(3) 市外在住の  
方の利用は控える。

◎彦根市

- ・感染者数 1 人(4 月 14 日現在)
- ・市主催のイベント・行事等(ひこにゃん登  
場、彦根城桜まつりなど)は、5 月 6 日まで  
全て中止、・屋内体育・文化施設、老人福祉  
センター、市民交流センター等は、4 月 23

日まで休館、・各地区公民館、市民会館、文  
化プラザ・文化センター、図書館(移動図  
書館を除く)等は 4 月 26 日まで休館

◎長浜市(防災危機管理局)

- ・感染者数 1 人(4 月 14 日現在)
- ・市主催イベントの中止  
(基本的考え方) 感染拡大のリスクを高め  
る「3 つの条件が重なる場」を回避できな  
い場合は中止か延期とする。
- ・市関連イベント以外の対応  
自治会や関係機関、団体が主催されるイベ  
ント等についても、本市の基本的な考え方  
に基づいて、主催者が感染症リスクを判断  
し対応してください。・120 の公共施設(19  
まちづくりセンター、6 図書館、文化ホー  
ル等)で、5 月 6 日まで休館、使用制限を  
行う。

◎近江八幡市

- ・感染者数 2 人(4 月 14 日現在)
- ・市主催のイベントの中止(4 月と 5 月)・  
子育て支援施設、文化・スポーツ施設の休  
館(4 月 20 日まで)・各学区コミュニティー  
センターの機能制限(貸館事業、自主事  
業について休止)(4 月 20 日まで)・図書館  
の閉館(4 月 20 日まで)

都市名	貸館等の対応	備考	問合せ先
草津市	老人・子供関係の 7 施設は 4/9 から 4/19 まで休館 他の施設は対策のうえ貸館	三密を避ける、参加者 が確認できる	危機管理課
守山市	図書館等は当面 4/17 まで児童生徒の 利用を差し控える	三密を避ける、参加者 が確認できる	秘書広報課
栗東市	ガイドラインによる貸館を行ってい る	三密を避ける、参加者 が確認できる	自治協働課
甲賀市	事業の実施および市施設の貸館等 によるガイドラインによる貸館を行っ ている	三密を避ける、参加者 が確認できる	危機管理課
野洲市	ガイドラインによる貸館は行ってい る	三密を避ける、参加者 が確認できる	危機管理課

◎湖南省：市内感染者なし

- ・市主催の事業・イベント

基本方針：参加者が特定でき、感染拡大防止対策が可能、重症化リスクが高い方や妊婦等が参加しない行事以外は中止・延期。

開催方針：参加者の体調確認、手洗い、消毒等の励行、換気などをした上で実施

・市の公共施設を使用しての市民が行う行事に関してはHPに記載なし。危機管理防災課に照会すると、公共施設を使用しての市民による行事は自粛を要請とのこと。

◎高島市：市内感染者なし

・市主催の会議・イベントは5月6日まで原則中止

・各種団体によるイベント等は開催時期の見直し、中止をお願い。特に多くの参加、3密、不特定多数のイベントは中止を要請。公共施設を利用した会議は中止や延期の要請をする場合がある。

◎東近江市：市内感染者3名

・公の施設及び市主催のイベントの開催方針  
3密条件が重ならないようにして、開館。公共施設提供に関しては、3条件が重ならない対応依頼、政府の専門家会議の「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」を踏

まえ、十分な対策が取れない場合は中止や延期の検討を要請。市主催のイベントは十分な感染防止対策を講じたうえで、開催。

◎米原市

・市及び公民館等主催のイベント等5月下旬までの計画事業は中止決定

・市主催以外のイベント等の対応：市主催のイベント等開催の考え方と開催時の対応」および「開催時の対応チェックシート」に基づき、感染予防対策が講じられるものについては承認。

◎日野町

・町主催の事業や公の施設に利用に関する方針：厚労省及び県が示す3条件が重ならず、感染リスクへの対応が一定とれると判断する場合は、開催。公的施設を使用する町主催以外の行事に関しても同様。

\*HPに公表されている公式の基準とは別に、実際には強い自粛要請が行われている例もある。湖南省は公的施設での会議・集会は強く自粛を求め、実際には使用できない。甲賀市も同様で、地域のコミュニティセンターを利用した将棋や囲碁の会にも強く自粛を要請。

	施設用途等	開館、開場状況	貸館、予約状況
多賀	図書館、博物館、公民館、スポーツ施設、予約制の公園、福祉センター（貸館）交流イベント施設	全施設4/13～5/6休館	4/13～5/6全施設休館または予約停止
甲良	全施設	開館	厚労省及び県が示す3条件、感染リスクへの対応を求めている（主催者判断による）
豊郷	文化ホール、旧豊郷小、	5/6まで休館	5/6まで貸出中止
	歴史資料館、高齢者いきがい協働交流センター	5/6まで休館	
	公民館、隣保館、運動施設	開館	5/6まで貸出中止
	図書館	開館	
愛荘	全施設	通常通り。厚労省及び県が示す3条件、感染リスクへの対応を求めている（主催者判断による）。町内で感染者発生があった段階で対応変更予定。	
竜王	総合運動公園、運動広場	4/9～4/19利用停止	
	アウトドア・宿泊・多目的集会施設	4/10～5/6利用停止	子どもを対象としている場合は公民館の貸館はしない。
	公民館	開館	厚労省及び県が示す3条件、感染リスクへの対応を求めている
	図書館	開館	